

ST取引市場「START」の近況

2025年3月12日

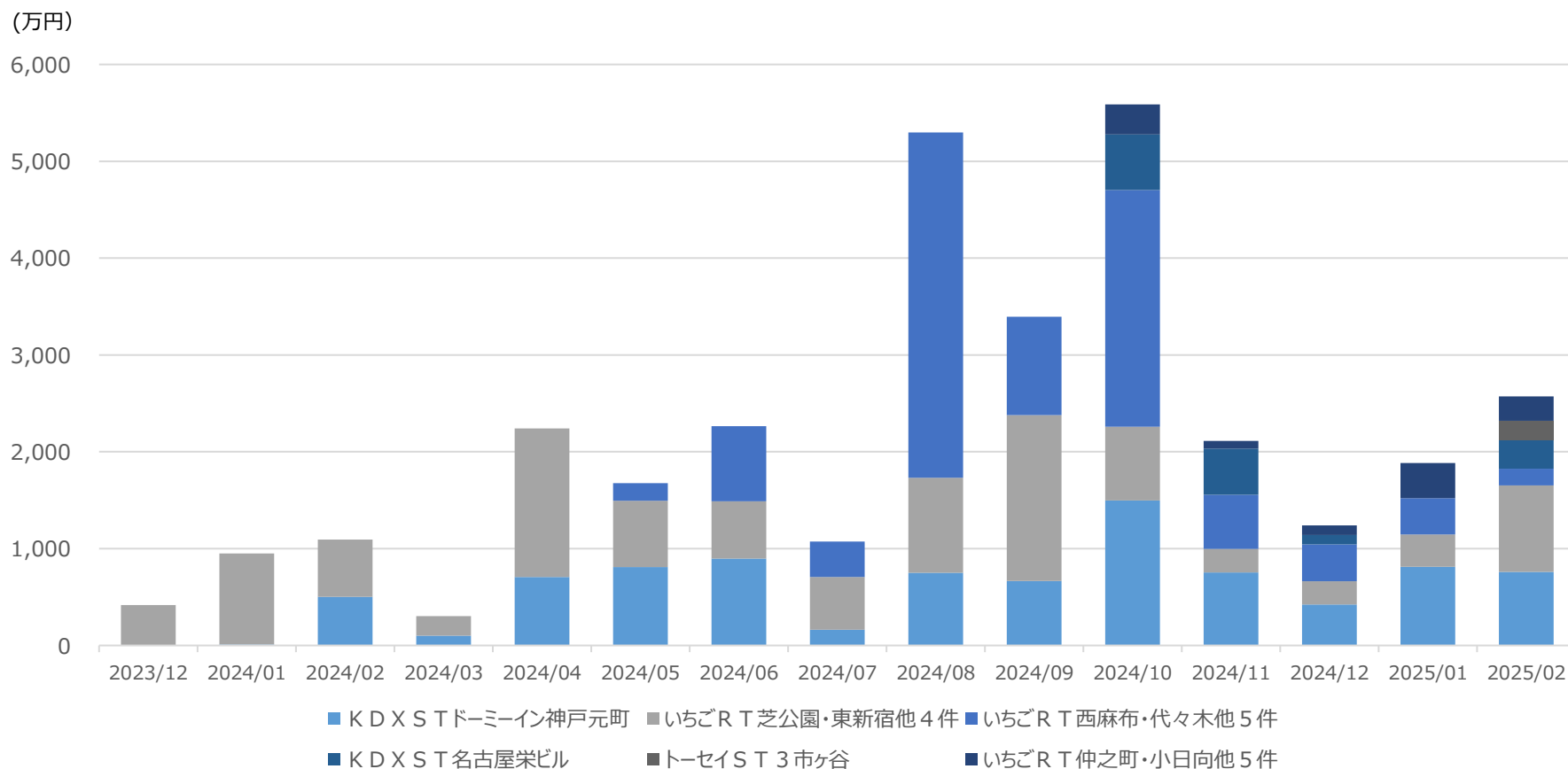
大阪デジタルエクスチェンジ株式会社



月間売買代金

■ 開業以来の累計売買代金は**3.2億円**超。

月間売買代金の推移



データ期間：2023年12月25日～2025年2月21日

日々の売買の状況（2024年8月以降）

- 1日売買代金、162万円（約16口）
- 営業日の9割以上において売買が成立

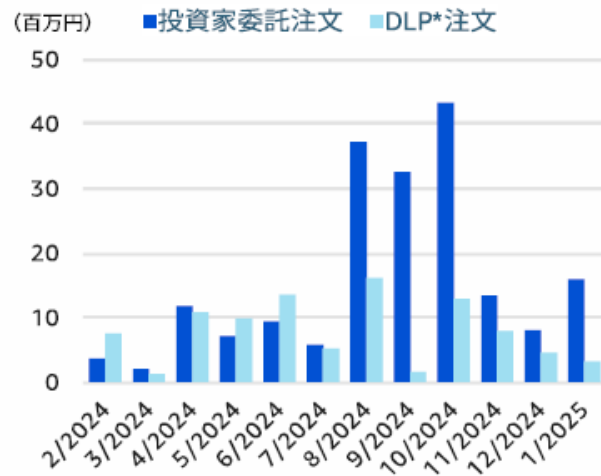
	1日平均売買代金	売買成立日 / 営業日
2024年 8月	2,523,037円	20 / 21
2024年 9月	1,786,504円	17 / 19
2024年10月	2,540,026円	22 / 22
2024年11月	1,056,821円	20 / 20
2024年12月	590,553円	18 / 21
2025年 1月	990,807円	14 / 19
2025年 2月	1,836,528円	13 / 14
期間集計	1,624,136円	124 / 136 (91.2%)

データ期間：2024年8月1日～2025年2月21日

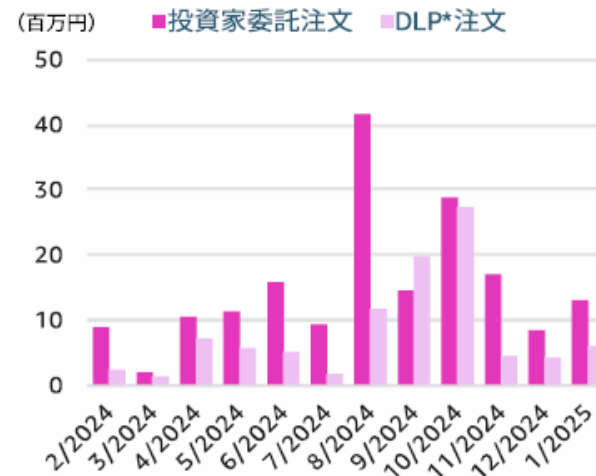
投資主体別取引状況

- 換金目的による利用（投資家売り）のみでなく、投資家の買い注文が見られる
- セカンダリから参加する新規投資家の存在を示唆
- 投資家が買い越しの銘柄、期間も。

〈買い〉投資主体別 売買代金



〈売り〉投資主体別 売買代金



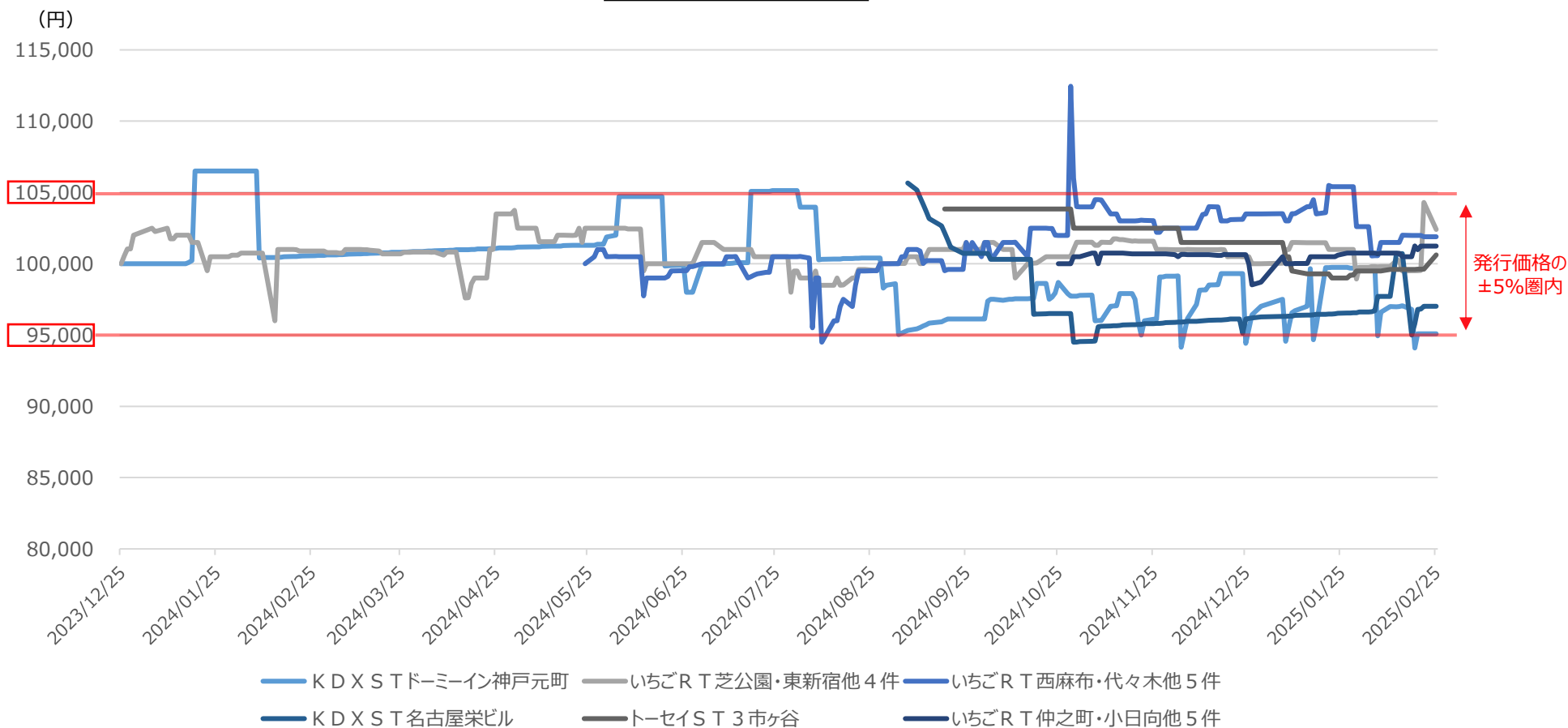
投資家委託注文 売買動向



基準価格の推移

- 発行価格（10万円/口）の上下5%圏内で概ね安定的に推移
- 需給により一時的な価格変動は見られるものの、比較的短期間で発行価格・NAV近辺に収斂

基準価格の推移



START市場の認知拡大に向けて

■ マーケットレポート



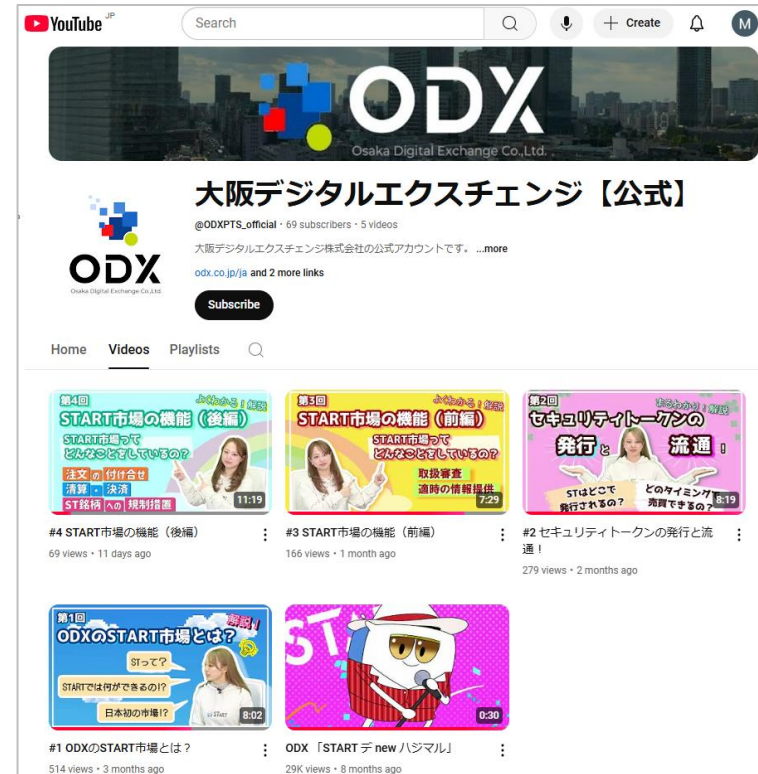
<https://www.odx.co.jp/st/ja>



START市場の認知拡大に向けて

■ 公式YouTube (https://www.youtube.com/@ODXPTS_official/videos)

- START市場の解説動画などを配信！



■ 公式X (https://x.com/odxpts_official)

- START市場のニュース、ODXのイベント参加などのお知らせなど



免責事項

本資料は、大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」）がディスカッション用に作成した資料です。本資料に関連する事項について、意思決定を行う際には、弁護士、税理士、公認会計士等の専門家に相談されることを強く推奨します。

ODXは新聞その他のメディア、出版物、年次報告書、プレスリリース等を活用し、本資料を作成しております。ODXはこれらの情報の正確性又は完全性について検証しておらず、正確性又は完全性について保証していません。

本資料に提示したシステム、法律、その他ODXの私設取引システムに関わる事項は、事前の通知なく変更することがございます。

本資料は引用されている箇所を除き、当社の著作物であり、著作権法により保護されております。当社の事前の承認なく、本資料の全部もしくは一部を引用または複製、転送等により使用することを禁じます。

当社は私設取引システムを運営しており、日本で登録された証券会社を参加者としてその注文の付け合せ等を行っております。当社は、特定投資家以外の方に対しサービスを提供していません。本資料に掲載されている情報は特定投資家向けのものです。

<金融商品取引法に係る表示>

商号等 大阪デジタルエクスチェンジ株式会社 金融商品取引業者
登録番号 関東財務局長（金商）第3328号
加入協会 日本証券業協会

<当社へのお問い合わせ>

enquiry@odx.co.jp

【第5回START運営委員会】

清算決済TF・売買制度TFにおける
「ST貸借取引制度」及び「ST他社口座への移管手続き」
の検討状況に関する報告

2025年3月12日



【第1部】

ST貸借取引制度の検討状況



1. 全体スケジュールと検討の進め方（予定）

■ 2025年6月迄に制度としての施行目途にて検討を進めている

項目	2024年					2025年					S T 貸 借 取 引 制 度 施 行
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
検討事項の共有・意見聴取											
法制面、契約関係に関する検討											
関係者との実運用面に関する検討						☆制度要綱の確定					
規程、契約書に関する検討								☆草案共有		☆確定	
金融庁等への概要説明								☆中間報告			

■ 今後の検討等の予定

日付		位置付け	内容
4月上旬	TF（書面開催）	詳細検討	● ODX規程・契約書雛型の草案の共有・確認 ● 意見照会の実施
5月下旬	TF（書面開催）	最終確認	● 意見を踏まえての修正後のODX規程・契約書雛形（確定案）の共有・確認
6月	運営委員会（実開催）	報告	● 検討結果の報告
6月	金融庁・日証協	報告	● 検討結果の報告
7月以降	—	運用開始	● プラットフォーム側のシステム対応を待って、実運用可能

2. 検討の進捗報告

■ ST貸借取引制度要綱（確定版）の概要（詳細は別紙「ST貸借取引制度要綱確定案」参照）

● 制度の前提

- ・ 制度設計は行うが利用を強制するものではなく、あくまでもST貸借取引制度の整備が目的。
- ・ START市場におけるDLPのマーケットメイク機能（流動性向上）強化、特に売り方対応のためSTの貸出しに焦点を置く。
- ・ 当事者間における消費貸借契約に基づき行われ、JSDAが「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」で定めるものに原則として準拠。貸借料率、担保金の授受要否、担保金率は、個別取引ごとの取決めとする。

● ST貸借取引対象銘柄

- ・ 原則としてSTART市場取扱いの全ST銘柄。

● 契約の当事者（⇒ 次ページ参照）

- ・ 顧客について、当面は以下の条件に合致するものとし、一般の個人投資家の参加については将来的に必要性が生じた時点で再検討。
 - ① 貸手：親引け玉を保有する法人顧客。（大口保有の個人投資家については、DLPへのマーケットメイク玉の提供という趣旨に同意する場合に限り、受け入れ可。）
 - ② 借手：START市場のDLP。

● 権利処理

- ・ ST貸借取引期間中に分配金や利子等が付与された場合、借手が貸手に対し、当該分配金や利子等の相当額を支払う。
- ・ ただし、貸手及び借手間で分配金や利子等の授受を不要とすることを合意している場合は、この限りではない。

3. ポイントと今後の課題

■ 株券等貸借取引制度との相違点

- ST貸借取引における一連のキャッシュフローのうち、貸借料、分配金相当額の授受については消費税の課税対象取引に該当。
 - 特に貸手側の事務負担が大きくなると想定されることから、貸手候補となる既存の発行体2社への意向確認を実施。
 - ✓ 貸手が親引け先、スポンサーならば、流動性向上に資するとの大義を以て、経済合理性を放棄することで制度の整理は可能。（貸借料を稼ぐことが目的ではない。）
 - ✓ 貸出を無担保とする場合であっても、現状のSTARTの取引参加者である証券会社ならば、貸倒れのリスクは低いので社内的にも余り論点にはならないのではないかと予想。
- ➡ 上記の意見を踏まえると、前ページに記載の契約当事者に限定することで、当面は、税務問題を抑制できると判断。

■ 今後の課題

- ST貸借取引制度における消費税課税の問題については、将来的な個人投資家の参入を見据え、株券等貸借取引制度と同様に非課税対象取引としてもらえるよう、関係各所へ働きかけを継続的に進める。

【第2部】

ST他社口座への移管手続きの検討状況



1. これまでの議論要旨

■ 検討の前提

- 口座移管手続き時に発生する証券会社間のやり取りについて、正確性を担保しつつ、事務ミスリスクが低減する方法の構築を目指す。
- STの移管手続きにおいては、特に、顧客のアカウントアドレスやブロックチェーンアドレス情報の共有方法が課題。
- 顧客（投資家）の手続き上のストレスを低減することが必要。

⇒ 本前提を充たしやすい方法としては移管元・移管先双方の証券会社間のセキュリティトークンの移転については、オムニバス口座間で実行する案を中心に検討を開始。

■ 第5回（1月16日開催）

- 移管フローの検討
 - ✓ 移管元・移管先証券会社における自社オムニバス口座を経由した移管処理の可否についての検討。
 - ✓ オムニバス口座を利用する場合、別途検討すべき証券会社間事務処理についての課題出し。
- 対顧客事務処理に係る課題検討結果の共有
- ST移転に伴い受託者（信託銀行）が税務署に提出する「信託に関する受益者別（委託者別）調書」に関する報告

⇒ 移管に係るいくつかの課題（取得日、税務署への提出調書等）を整理する中で、オムニバス口座を介さずに移転すべきではないかとの意見が提起された。

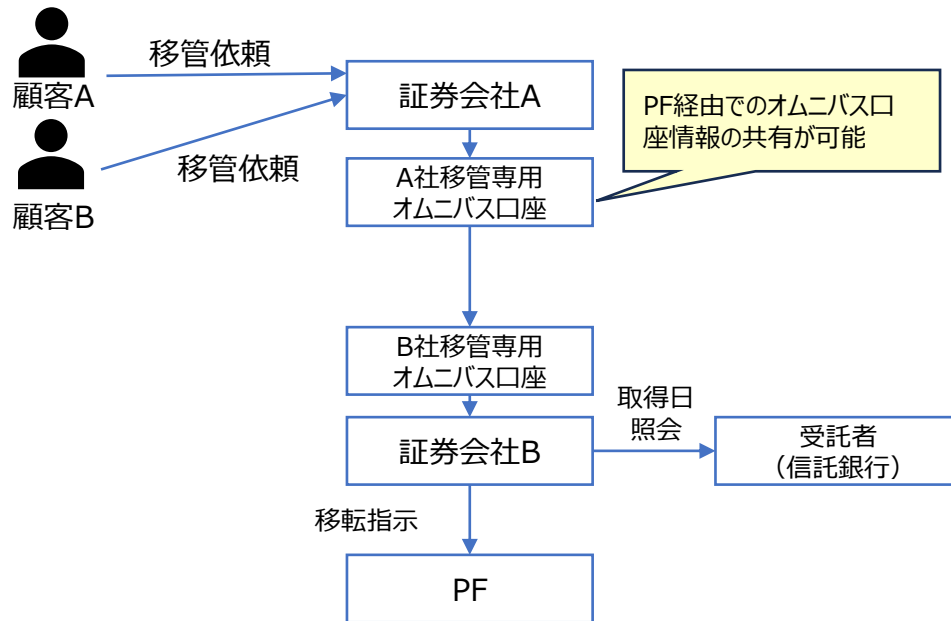
■ 第6回（2月13日開催）

- 移管フローの検討（前回からの継続）
 - ✓ オムニバス口座間で移管の為のセキュリティトークンの移転を実施した場合、一定の条件が揃うと移管先証券会社において取得日を書き換えてしまうリスクがあることが指摘される。
- ⇒ 検討の前提としていた課題と取得日問題のリスク評価を各社にて行ってもらい、その結果を踏まえ、オムニバス口座経由で移管を実施するか、移管元・移管先とも個人（顧客）のアドレスで直接移転処理を行うのか、TF終了後、再度、意見照会を実施。
- ⇒ 照会結果をもとに、事務局にて現在、最終案を調整中。
- 帳票様式案の確認

2. ポイントと現時点の重要課題

■ 検討中の移管フローの概要とポイント

【案1】オムニバス口座を経由して移管処理を行う場合



利点

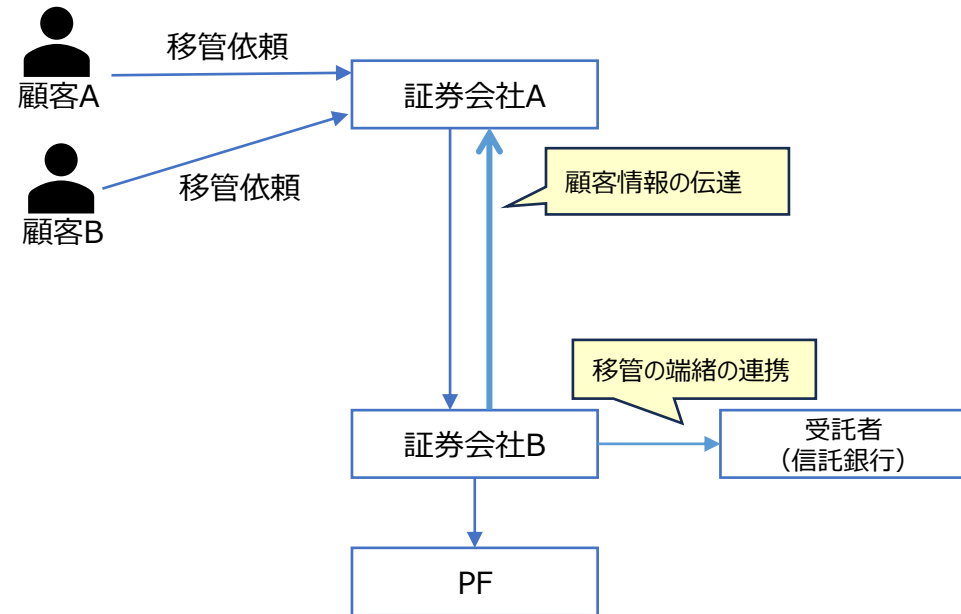
- ST売買取引に係る移転フローとの統一性
- PFによるオムニバス口座情報共有が可能
 - ✓ 証券会社間のやり取りを必要最低限にとどめることができる

課題

- 例外処理時（複数顧客からの口座移管の同日実行）において、オムニバス口座への入庫順での移転指示の実施が必要

➡ PF運営会社と検討の上、オムニバス口座を経由した移転処理時に例外処理が発生しない、及び取得日が自動的に引き継がれる、移管フローの構築を目指す予定。

【案2】個人間で移管処理を行う場合



利点

- 例外処理時（複数顧客からの口座移管の同日実行）において、入庫順等の考慮は不要

課題

- 移管処理の都度、以下の事務負担が発生（フロー図内➡部分が該当）
 - ✓ 証券会社間で顧客単位のBA情報を含む、顧客情報の伝達
 - ✓ 証券会社と受託者（信託銀行）間で、口座移管に伴う移転処理である旨の情報連携

3. 今後のスケジュールと検討の進め方（予定）

■以下のスケジュールにて引き続き検討を進め、2025年5月に全体フローの確定を目指す。

時期	タスク	備考
第1回TF（2024年10月）～ 第6回TF（2025年2月）	・主な検討事項の共有 ・各課題への対応策の検討 ・移管フロー案、帳票様式案の提示	
2025年3月中旬	・金融庁への検討状況の報告	・金融庁側の依頼による。
2025年3月中旬～下旬	・移転方式（オムニバス口座⇒オムニバス口座 or 個人口座 ⇒個人口座）の最終案の提示	・PFのシステム対応可否も含む。
2025年4月中旬～下旬	・移管フロー案、帳票様式（最終案）の共有と確認 ・口座移管ガイドライン（仮称）の共有と確認	
2025年5月中旬～下旬	・移管フロー案、帳票様式の確定 ・口座移管ガイドライン（仮称）の確定	
2025年6月	・運営委員会への報告 ・金融庁への検討結果の報告 ・日証協への概要説明	・前タスク完了後
2025年7月以降	・運用開始	・PF側の仕様変更対応等が必要となるため、運用開始時期はPFごとに若干前後する可能性あり。

【第5回START運営委員会報告】

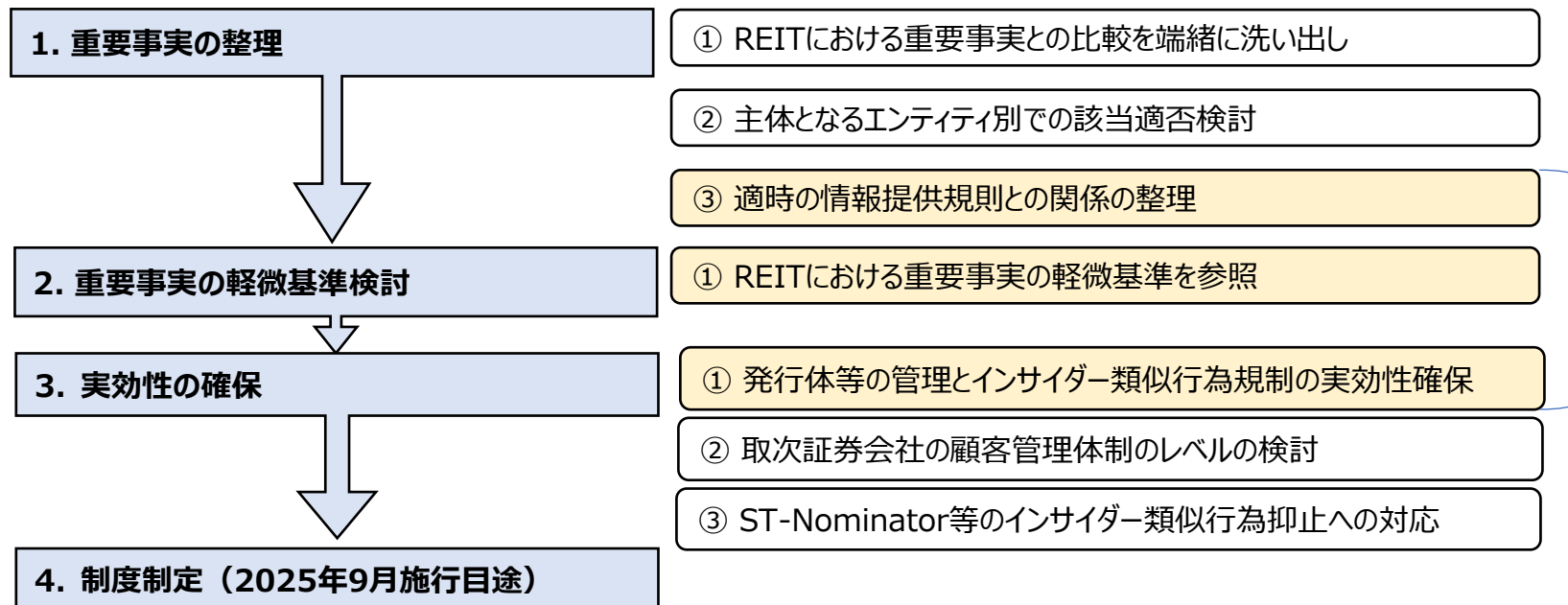
取扱制度タスクフォース

インサイダー類似行為への対応についての検討



1. 主な検討項目と検討の進め方（予定）

●主な検討項目と検討の進め方



2024年末～
現在のTFにお
ける検討項目

2. TFの要旨と議論のポイント

● 第3回（2024年12月19日開催）

■ 不動産関係者との個別議論での意見の共有

- 原則として運用成績等への影響度をもって重要事実を認識する。
- ただし、情報の取得者がインサイダー類似行為へのインセンティブが働き得る事象については、重要事実として認識する。
- REITに準じて規定するが、できるだけ簡素化を図る。又、バスケット条項で拾える場合はそちらに委ねる。

■ 重要事実認識において議論があった項目の検討

● 第4回（2025年1月30日開催）

■ 重要事実と軽微基準の定義の検討

■ 重要事実の公表と周知の検討 ⇒ 原則として、EDINET及びSTART-NETにおける開示及び適時の情報提供を以て重要事実の公表として扱う。

■ 信託銀行とのTF進捗状況すり合わせ

2. TFの要旨と議論のポイント

● 第5回（2025年2月27日開催）

■ 重要事実と軽微基準の定義の検討

- 第4回TFの意見照会に係る各社の意見とODXの考え方の説明
- 論点となっている重要事実の定義の議論
 - a. レピュテーション ⇒ レピュテーションの運用成績への影響の計測が難しいことから、当座、バスケット条項にて対応する方向で収束
 - b. 主要取引先 ⇒ 運用の煩雑性等を回避するために決算項目に含めるかとの議論が行われたが、軽微基準を営業収益の30%未満に引き上げることで個別項目として残す方向で収束
- 臨時報告書提出要件・適時情報提供に該当する重要事実の再整理 ⇒ 臨時報告書提出要件に該当する項目は重要事実として扱うことを総論として確認していたが、念のために個別項目で整理・確認中

■ 実効性の確保の検討について頭出し

- 現在、“重要事実と軽微基準の定義案（最終）”、“実効性の確保の方向性”についてTFメンバーに意見照会中

3. インサイダー類似行為への対応の方向性（発行者等）

※インサイダー類似行為への対応については、J-REITについての東証の対応とのバランスも勘案し、以下のような方向性を検討中。

● 関係者の定義

- 不動産ST関係会社等：資産運用会社、投資法人、委託者、受託者及び資産運用会社の親会社。
- 不動産ST関係者：不動産ST関係会社等及び不動産ST関係会社等の役職員等。

● 発行者等への対応（新規に規則を制定）

1. 未然防止体制の整備（措置なし）

不動産ST関係会社に対して、不動産ST関係者のインサイダー類似行為の未然防止のための社内体制整備に努めるよう推奨する。又、インサイダー類似行為が行われた疑いをODXが覚知した場合、ODXの売買審査に対して情報提供などの協力を行うことを要請する。なお、不動産ST関係者のインサイダー類似行為が発生したことが覚知された場合、ODXが必要と認める場合は、当該不動産ST関係会社等に対して体制の改善を要請する。

2. 個々のインサイダー類似行為（自己の計算の場合のみ公表措置あり）

不動産ST関係会社等の自己の計算によるインサイダー類似行為が発生した場合は、事案の市場への影響を勘案した上で、ODXが必要と認める場合は、当該事案を公表する。

【補足】

- 1) 不動産ST関係会社等がSTARTのDLPに就く場合の対応については、別途、検討する。
- 2) インサイダー類似行為規制は、法に基づく規制ではないことや金融商品取引所が関係しないこと等から、不動産ST関係者をJ-IRISSのデータベースに取り込むことを日証協・金融庁に依頼することは現実的に不可能。

3. インサイダー類似行為への対応の方向性（取引参加者）

● 取引参加者への対応

1. インサイダー類似行為に特化した対応は規定しない。既に存在する規程の範囲内で対応。
 - ① 取引参加者の注文取次や売買審査に関して、インサイダー類似行為が行われた疑いをODXが覚知した場合^{*1}、他の不公正取引の場合と同様にODXの売買審査に対して情報提供などの協力を行うことを要請する^{*2}。
 - *1：セキュリティトークン取引に関する業務規程第21条を適用若しくは準用。
 - *2：セキュリティトークン取引に関する業務規程第20条第2項及びセキュリティトークン取引参加者規程第4条第4項を適用。
 - ② インサイダー類似行為が行われたとODXが認定した場合は、違反者が取引を行った取引参加者にその事実を通告する^{*3}。
 - *3：セキュリティトークン取引参加者規程第10条第4項を適用若しくは準用。
2. 下記の点につき、インサイダー類似行為防止の観点に特化し、新たに努力義務を明記するか否か協議予定。
 - ① 取引参加者についても市場の公正性への寄与の観点からST取引を始める顧客に交付する書面において不動産ST関係者か否かの自己申告を求める。更に、STARTにおける取扱銘柄の追加、廃止に応じて当該情報は遅滞なく更新されるように努めるものとする。
 - ② インサイダー類似行為があったとODXから通告を受けた取引参加者は、自社の顧客管理規程に準拠して対応するとともに、その対応結果をODXに報告を行う。
3. 取引参加者への措置について、インサイダー類似行為に特化した規定をしない。ただし、当該取引参加者のインサイダー類似行為への対応について、投資者保護上重大な問題が生じる場合には、現行規程の措置をすることはあり得る。

4. 今後のスケジュール

今後の予定：

- ✓ 2025年4月上旬～中旬；実効性の確保の方向性についての検討
- ✓ 2025年9月；制度施行目途

【インサイダー類似行為への対応についての検討TF】TF（2月27日開催）における議論を重要事実の再定義

No.	項目	ODX重要事実定義案	ODX軽微基準案	備考
1	軽微基準について	・原則J-REITに準ずることとする。		－
2	重要事実の発生の起点 （インサイダー規制にいう”上場会社等”）	・不動産STの重要事実の発生の起点は、以下のとおりとする。 ① 不動産ST投資法人：不動産投資証券型セキュリティトークンの場合の当該投資証券の発行者である投資法人 ② 不動産STファンド：不動産投資受益証券型セキュリティトークンの場合の当該受益証券に分配可能な収益を生む裏付け資産を含むスキーム全体 ③ ②の委託者及び受託者 ④ ①又は②の資産運用会社 ⑤ ④の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社） ⑥ 上記のエンティティを総じて「不動産ST関係法人等」という	・不動産ST投資法人又は不動産STファンドがマルチアセット型の構成となっている場合で、構成するアセットへの投資額が直前営業期間末日の当該不動産ST投資法人の純資産又は不動産STファンドの元本の額の30%以上に相当する場合は、各アセットのピークル、委託者、受託者、資産運用会社及び資産運用会社の親会社も対象とするものとする。	・マルチアセット型の場合の対象者の定義（軽微基準の欄に記載しています。）についてご意見をお願いします。
3	災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害が見込まれる状況	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害が見込まれる状況。	・災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における元本等の3%に相当する額未満であると見込まれること。	・経理科目については、現状受益証券発行信託型の不動産STが主流であることから、受益証券発行信託計算規則の表記を以て記載します。投資法人型などについては制度要綱や規程を作成する時点で読み替え規定を設けることで対応します。（以下、同じ。）
4	資産のレピュテーションに係る事件・事故の発生	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 →運用対象資産の評価が大きく毀損する事件・事故の発生。 【資産運用会社／親会社】 →社会的な強い批判等が寄せられ得る事件・事故の発生。	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 →事件又は事故に関して最悪のシナリオを前提とした場合であって、当該事件・事故が発生した日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間において、いずれも当該事件・事故による不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額がその最近1年間の営業期間の経常収益の合計額の30%に相当する額未満であると見込まれること。 【資産運用会社】 →以下のいずれかに該当すること。 ① 事件・事故に関して、当該法人の組織的関与が疑われる蓋然性が乏しいこと。 ② 事件・事故に関して、当該法人の管理者としての重過失責任が問われる蓋然性が乏しいこと。 【親会社】 →資産運用会社の例に準ずる。	・現時点では個別項目としては定義せず、バスケット条項にて対応する。なお、今後の運用において個別に定義すべき事象が生じてきた場合は、改めて議論を行う。
5	取扱廃止となる事実の発生	・セキュリティトークン取扱規程第27条第1項第1号及び第2号に該当した場合 ・セキュリティトークン取扱規程第29条の申請を決定した場合	－	・申請による取扱廃止が考慮漏れとなっていました。

6	訴訟の提起	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。 【資産運用会社】 ・委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	・次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ 訴えが提起されたことにあつては、訴訟の目的の価額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における元本等の15％に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該敗訴による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10％に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの給付する財産の額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における元本等の3％に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該ファンドの最近営業期間の経常収益の10％に相当する額未満であると見込まれること。	
7	資産運用差止仮処分命令等	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと、又は、当該申立てについて裁判があったこと、若しくは、当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。 【資産運用会社】 ・委託された資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと、又は、当該申立てについて裁判があったこと、若しくは、当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	・次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人または不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該不動産ST投資法人または不動産STファンドの経常収益の減少額がその最近営業期間の経常収益の10％に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続きの全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該裁判等による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額がその最近営業期間の経常収益の10％に相当する額未満であると見込まれること。	
8	行政処分	【資産運用会社】 ・金融商品取引法第52条第1項の規定による金商法第29条の登録の取消し、同項の規定による対象ファンドの運用に係る業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分。 【不動産ST投資法人】【委託者】【受託者】【親会社】 ・関連法令による登録の取消し、業務の停止の処分その他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分。	【資産運用会社】 法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による不動産ST投資法人または不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人または不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10％に相当する額未満であると見込まれること。 【不動産ST投資法人】 法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の経常収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の経常収益の10％に相当する額未満であると見込まれること。 【委託者】【受託者】【親会社】 資産運用会社の例に準ずる。	

9	第三者からの破産申し立て	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・債権者その他の当該不動産ST関係法人等以外の者による破産手続き開始又は再生手続き開始の申立て。 【資産運用会社】 ・債権者その他の当該不動産ST関係法人等以外の者による破産手続き開始の申立て等。		－	
10	不渡り	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・不渡り等の発生。 【資産運用会社】 ・不渡り等の発生。		－	
11	債権の取立不能又は取立遅延のおそれ	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・不動産ST投資法人又は不動産STファンドにおける債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。		・売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における元本等の3%に相当する額未満であると見込まれること。	
12	主要取引先との取引の停止	【案―1】	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・主要取引先（前営業期間における経常収益又は経常費用が経常収益の総額又は経常費用の総額の10%以上である取引先）との取引の停止	・主要取引先との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から1年以内に開始する各営業期間において、いずれも当該取引の停止による不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の30%に相当する額未満であると見込まれること。なお、当該営業期間が半年に満たない場合は、翌営業期間も対象とする。	
		【案―2】	―(個別項目とせず、No15「決算（業績予想、分配予想の修正）」に含める。）―	－	
13	ファンドの資金状況	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・資産運用に係る借入れに関してコベナントが設定されている場合、そのいずれかの条項に抵触すること。		・軽微基準なし	
14	債務免除等の金融支援	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済が生じたこと。		【不動産STファンド】／【不動産ST投資法人】 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における債務の総額の10%に相当する額未満であること。	

15	決算（業績予想、分配 予想の修正）	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益、経常利益若しくは純利益又は分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に比較して新たに算出された予想値又は当営業期間の決算において以下のような差異が生じたこと。 【経常収益】 ・新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動率が上下10%以上であること。 【経常利益】 ・次のイ及びロの双方に該当する場合； - イ 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動率が、上下30%以上である場合。なお、公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が0の場合は全てこの基準に該当することとする。 - ロ 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動幅が、前営業期間の末日における元本等の5%以上であること。 【純利益】 ・次のイ及びロの双方に該当する場合； - イ 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動率が上下30%以上である場合。なお、公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が0の場合は全てこの基準に該当することとする。 - ロ 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値の、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）に対する変動幅が、前営業期間の末日における元本等の2.5%以上であること。 【金銭の分配】 ・新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間に係る金銭の分配の実績値）に対する変動率が上下20%以上であること。なお、公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が0の場合は全てこの基準に該当することとする。	－	
16	特定資産の取得・譲渡・ 貸借	【不動産ST投資法人／不動産STファンド】 ・資産運用会社に委託している資産の運用に関して、特定資産の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの。	・次に掲げるもののいずれかに該当すること - イ 運用対象資産に対して特定資産の取得が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の取得価額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれること。 - ロ 運用対象資産に対して特定資産の譲渡が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の譲渡価額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれること。 - ハ 運用対象資産に対して特定資産の貸借が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の貸借が行われることとなる予定日の属する当該不動産ST投資法人又は不動産投資ファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該貸借が行われる事となることによる当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の増加額がその最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。	
17	資産運用委託契約の解 約・変更等	【資産運用会社】 ・資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約等が生じること。	－	

18	アセット・マネジメントの事業の一部休止	【資産運用会社】事業の休止又は廃止 当該不動産ST関係法人等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止が生じたこと。 【資産運用会社】資産運用の全部又は一部の休止又は廃止 当該不動産ST関係法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなるもの。	【資産運用会社】事業の休止又は廃止 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。 【資産運用会社】資産運用の全部又は一部の休止又は廃止 不動産ST関係法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなる予定日の属する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの営業期間開始の日から1年以内に開始する当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの各営業期間においていずれも当該休止又は廃止されることとなることによる当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの経常収益の減少額が当該不動産ST投資法人又は不動産STファンドの最近営業期間の経常収益の10%に相当する額未満であると見込まれること。	
19	優待の新設、大幅な変更又は廃止	－	－	
20	バスケット条項	・〇から〇までに掲げる事実を除き、当該不動産ST関係法人等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。	－	
21	インサイダー類似行為規制における「公表」と、対象となるセキュリティトークンの売買取引禁止期間の解除	（START-NET障害時のバックアップについては、① 資産運用会社のHP上で情報が公開されている場合には、その情報を以て公表として扱う規程を定めることとする。）	－	
22	その他	・制度要綱において「市場動向の変化や新たな商品性への対応等により重要事実の定義や運用に係る規定及びその運用については適宜見直しを図っていく」旨を明確化する。 ・匿名組合を用いたスキームの不動産STについては、制度要綱及び規程を作成する段階で、読み替え規定を整備する。又、川上と川下で資産運用会社が異なるケースについても規程上で手当する。		

金商法：金融商品取引法
金商法施行令：金融商品取引法施行令
規制府令：有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
開示府令：特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令
規程：ODXセキュリティトークン取扱規程
施行規則：ODXセキュリティトークン取扱規程施行規則